

## 犯罪被害者等に対するカウンセリング制度の運用について（通達）

〔 制定 平成25. 3. 8 例規務第6号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

犯罪被害者等（犯罪及びこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす行為（以下「犯罪等」という。）により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。以下同じ。）に対し、心理カウンセラー（犯罪被害者等に対するカウンセリングを担当する警察職員をいう。以下同じ。）による効果的な支援を行うため、みだしのことについて下記のように定め、平成25年3月8日から実施することとしたから、適正かつ効果的な運用に努められたい。

なお、犯罪被害者心理カウンセリング制度の運用について（平成22. 12. 14：一般務・厚・少第219号）の一般通達は、廃止する

### 記

#### 1 目的

この通達は、心理カウンセラーの運用に関して必要な事項を定め、その一元的な運用を図ることによって、犯罪等による直接的な被害だけでなく極めて深刻な精神的被害を受けた犯罪被害者等に対し、精神的被害の回復又は軽減に向けた効果的な支援を行うことを目的とする。

#### 2 心理カウンセラーの業務

心理カウンセラーは、犯罪被害者等に対し、カウンセリング及び危機介入（犯罪等の被害を受けて間もない時期に、犯罪被害者等の不安定な心理状態をできるだけ早く元の状態に回復させるための対応をいう。）（以下「カウンセリング等」という。）を行うものとする。

#### 3 運用要領

- (1) 所属長は、犯罪被害者等に対してカウンセリング等が必要であると認めるときは、カウンセリング等依頼書（別記様式）により、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）に心理カウンセラーの派遣を要請するものとする。ただし、急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかにカウンセリング等依頼書を提出するものとする。
- (2) 警務課長は、前記3の(1)の要請があった場合において、その必要があると認めるときは、心理カウンセラーを派遣するものとする。
- (3) 警務課長は、犯罪等による被害の大きさ、犯罪被害者等からの直接の要請その他派遣を必要とする特別の事情があると認めるときは、派遣の要請を待つことなく心理カウンセラーを派遣することができる。この場合において、警務課長は、派遣先の所属長と緊密な連携を図るものとする。
- (4) 警務課長は、前記3の(1)の要請の内容に応じ、派遣する心理カウンセラーに対して必要な指示を行うものとする。
- (5) 警務課長は、犯罪被害者等に対するカウンセリング等を行った結果、以後の当該犯罪被害者等に対する支援の参考となる事項があるときは、派遣先の所属長に対して当該事項を通知するものとする。

#### 4 留意事項

- (1) 所属長は、犯罪被害者等に対するカウンセリング等の重要性及びその効果について、部下職員に教養を実施し、周知徹底すること。

- (2) 所属長は、心理カウンセラーの派遣を積極的かつ早期に要請し、犯罪被害者等の精神的被害の軽減に努めること。
- (3) 警務課長は、心理カウンセラーにカウンセリング等を行わせるときは、警察本部又は警察署の相談室等カウンセリングに適した場所で行わせること。ただし、犯罪被害者等の希望等により他の場所が適当と認められるときは、この限りでない。
- (4) 心理カウンセラーは、カウンセリング等を行うに当たっては、事件を担当する警察官及び被害者支援に従事する警察官と緊密な連携を図ること。
- (5) 所属長は、犯罪被害者等に対する個別の教示はもとより、リーフレット等の広報媒体を通じて、カウンセリング制度の一般的な広報活動を実施し、積極的な利用の促進に努めること。
- (6) 警務課長は、心理カウンセラーの技能の向上と積極的な運用に努めること。

#### 5 目撃者等に対するカウンセリング等

前記2から4までの規定は、目撃者等で目撃した状況を思い出すこと等により精神的に不安定な状態となった者について準用する。

#### 6 その他

心理カウンセラーは、カウンセリング等のほか、犯罪被害者等への支援を通じて心理的影響を受けた警察職員に対する助言、指導等を行うものとする。

別記  
様式

年 月 末日 廃棄

警務課長 殿

第 号  
年 月 日  
(所属長名)

### カウ ン セ リ ン グ 等 依 頼 書

日 時	年 月 日 ( ) 午前・後 時 分頃から	
場 所	<input type="checkbox"/> 警察署相談室 ( 警察署) <input type="checkbox"/> 本部相談室 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
支 援 の 内 容	<input type="checkbox"/> 面接カウンセリング <input type="checkbox"/> 電話カウンセリング <input type="checkbox"/> 捜査活動等付添い <input type="checkbox"/> その他 ( )	
カウ ン セ リ ン グ 等 を 受 け る 者	住所 職業    連絡先 氏名    ( 歳) 男・女	
被 害 者 と の 続 柄	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
被 害 者 の 概 況	罪 名	
	被 害 日 時	
	事 案 の 概 要	
カウ ン セ リ ン グ 等 を 受 け る 者 の 状 況 (依 頼 理 由)		
依 頼 担 当 者	係                      氏名                      警電	
備 考		